

mints

気になる弁護士統制の可能性

2023年4月6日

弁護士 市川清文

今年6月頃から千葉地裁本庁で、その後、支部でも運用が開始される mints の説明会を聞いた。

準備書面や証拠説明書などの多くの裁判書類は、これまでファックスでの書面提出が認められてきたが、これを一歩進めて、クラウド上にアップロードして提出し、裁判所や反対当事者は、ダウンロードしてこれを受領するというシステムである。受領書も簡便に送受信するとのことである。

書面をPDFの形で提出するとしているが、仮に従来どおり職印の押捺が求められた場合には、いちいち印刷した上で押印し、その上でスキャンしてPDFにするなどの手間がかかり、ほとんど意味が無い。そのため、この際、押印も不要にするという。

これだと、ワープロソフトで文書を作成した後、同ソフトの機能を使ってPDFに出力したり、その機能がないソフトの場合には、印刷アプリとして提供されているPDF化ソフトを組み合わせることなどで、二度手間なくアップロードでき、簡便になる。

ネット環境さえあれば、どこでもアップロード、ダウンロードが可能なので、自宅でも出先でも仕事ができる。相手方の書面がアップロードされると、その旨のメールが届くというし、書面提出期限が近づくと裁判所からリマインドのメールも送られてくるという。ファックスどころか、電話連絡も割愛可能で、事務員の負担も軽くなると予想できる。

確かに便利だが、このようなことを可能にするのが、mints のためのアカウントの取得である。1人の弁護士には、1つのアカウントが割振られるので、そのアカウントで mints にアクセスすることで、本人確認できるという訳である。

更に、mints のアカウントを取得すると、そのアカウントは当該弁護士に紐付けされるので、どの裁判所でもそのまま使用できるという。千葉地裁だけでなく、他の地家裁や高裁、最高裁でも使える。

もちろん、裁判所は、mints 上に、事件毎に当該事件のサイトを開設する。各サイトには事件番号による名称が付けられると推測される。弁護士は、mints 上の担当事件のサイトに行き、アップロードやダウンロードをするが、事件毎に別々のサイトが開設されているので、同じアカウントを使用しても混乱することはない。

と、ここまで書いてくると、小さな疑問を生じる。

mints は、裁判所が開設するクラウドシステムである。日常的には各裁判体が事件のサイトを mints 上に作成して、事件担当の弁護士が利用するという形態にはなるが、これらはいずれも mints というクラウドシステムの中にある。しかも、弁護士は、どの事件サイトを利用する場合にも共通のアカウントを使用することになる。

とすると、mints の管理者の立場からは、事件の垣根を越えたアカウントの名寄せによって、ある弁護士が、過去から現在まで、どのような事件を担当し、担当してきたのか、それぞれの事件でどのような書面を提出し、どのような訴訟活動をしてきたのかが、簡単に検索収集できることになる。

このような、名寄せの懸念については、もちろん説明されなかった。システムとして名寄せが出来ない仕組みが保障されるのかも不明である。mints 全体を、どの裁判所のどの部署が担当するのかなどのシステム設計自体も語られなかった。

事件終了後、どのタイミングで事件サイトが閉鎖されるのか、その場合、当該サイト上のデータはきちんと消去されるのか、データの流用・流出を防ぐためにはこの点も重要である。データが残る場合には、期せずしてデータベースのような状況が生まれかねないからである。また過去のデータは消去されたとしても、現在進行形で動いている多くの事件については、名寄せの誘惑から自由ではない。

つまり、システムがどのように作られるのかによっては、弁護士統制に繋がりがねない悪用もあり得る気がする。

名寄せの懸念。

裁判所にはそのような必要性も意欲もないし、誘惑もない。それは正に杞憂だと反論されるかもしれない。ただ、論理上の懸念がある以上、これを意識化しておくことは必要と思われる。mints は裁判所版の司法DXの一步であるが、システムの改革には負の側面をきちんと見定める必要性が欠かせないからである。

ちなみに、裁判所は、mints では書面を受領するだけの立場なので、裁判官の訴訟指揮などは mints には反映されない。裁判官の訴訟指揮などがDXで名寄せされるようなことになれば、それはそれで物議を醸す気がするが。

以 上